

平成28年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成28年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

7,014億円（11月～1月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額）

- ・前年度2月期比 282億円増（4.2%増）
- ・本年度譲与累計額 17,776億円（前年度比 3,251億円減（15.5%減））

4 譲与日

平成29年2月28日（火）

5 予算執行状況

28年度補正後予算額	1,765,700,000千円	A
譲与済額	1,076,228,698千円	B
今回譲与額	701,378,280千円	C
<u>28年度譲与額計</u>	<u>1,777,606,978千円</u>	<u>D（B+C）</u>
差引不足額	△11,906,978千円	E（A-D）

※ 28年度現予算額における不足額について、予算上の措置が必要であるため、平成28年度特別会計予算総則第7条第1項（弾力条項）を適用し、予算額を超過する額を支出できるよう対応（平成28年2月24日閣議予定）

6 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	<p style="text-align: center;">1 / 2 人口 1 / 2 従業者数</p> <p>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）</p>
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成27年度譲与実績	21,027億円
平成28年度地財計画	18,751億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

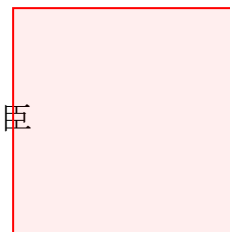
(案)

総税企第 号

平成29年2月 日

〈各都道府県知事〉 あて

総務大臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第34条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

平成29年2月28日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

平成28年度2月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	28,728,639
青森	6,877,857
岩手	6,909,369
宮城	12,687,912
秋田	5,463,509
山形	6,113,319
福島	10,240,434
茨城	15,548,757
栃木	10,731,617
群馬	10,938,037
埼玉	35,720,076
千代田	30,117,926
東京都	92,103,389
神奈川県	46,328,591
新潟	12,745,193
富山	6,071,825
石川	6,528,977
福井	4,489,332
山梨	4,578,367
長野	11,583,129
岐阜	11,031,132
静岡県	20,754,355
愛知県	43,260,221
三重	9,987,826
滋賀	7,631,665
京都	14,252,386
大阪府	51,232,294
兵庫県	28,815,071
奈良	6,527,275
和歌山	5,043,775
鳥取	3,061,706
島根	3,783,385
岡山	10,324,537
広島	15,776,745
山口	7,532,279
徳島	4,046,814
香川県	5,425,093
愛媛	7,384,576
高知県	3,839,855
福岡県	27,636,545
佐賀	4,499,209
長門	7,315,011
熊本	9,370,038
大分	6,241,663
宮崎	5,888,936
鹿児島	8,792,930
沖縄	7,416,703
合計	701,378,280

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成28年度分

(単位：億円)

▼平成27年度

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B					影響額 B-A	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	影響額 B-A
		5月	8月	11月	2月					
北海道	488	729	42	132	268	287	242	552	874	321
青森県	99	175	10	32	64	69	76	118	213	96
岩手県	124	176	10	32	64	69	52	136	211	74
宮城県	313	322	19	58	118	127	8	415	380	▲ 35
秋田県	76	139	8	26	51	55	63	94	171	77
山形県	84	156	9	28	57	61	72	109	188	79
福島県	261	261	15	48	95	102	1	347	321	▲ 26
茨城県	328	395	23	71	145	155	66	419	472	53
* 栃木県	252	272	16	49	100	107	20	326	326	1
群馬県	326	278	16	50	102	109	▲ 49	355	330	▲ 25
埼玉県	583	903	52	161	333	357	321	693	1,057	364
千葉県	616	762	44	137	281	301	146	668	896	227
* 東京都	4,481	2,327	133	414	858	921	▲ 2,155	5,171	2,689	▲ 2,482
神奈川県	991	1,172	67	209	432	463	180	1,237	1,366	129
新潟県	262	324	19	59	119	127	62	331	389	58
富山県	130	154	9	28	57	61	25	159	185	26
石川県	166	166	10	30	61	65	▲ 0	187	197	10
福井県	127	114	7	21	42	45	▲ 13	160	136	▲ 24
* 山梨県	117	116	7	21	43	46	▲ 0	178	140	▲ 38
長野県	223	294	17	53	108	116	71	288	353	65
岐阜県	216	280	16	51	103	110	64	266	336	70
* 静岡県	521	527	31	95	193	208	6	645	630	▲ 15
* 愛知県	1,669	1,094	63	196	403	433	▲ 575	1,866	1,281	▲ 585
* 三重県	214	254	15	46	93	100	39	262	302	40
* 滋賀県	161	193	11	35	71	76	32	201	227	26
京都府	262	361	21	65	133	143	99	332	428	97
* 大阪府	1,423	1,298	75	233	477	512	▲ 125	1,648	1,542	▲ 106
兵庫県	528	730	42	132	268	288	202	699	867	168
奈良県	91	166	10	30	61	65	75	69	198	130
和歌山県	71	128	8	23	47	50	58	85	154	69
鳥取県	46	78	5	14	29	31	32	55	93	38
島根県	69	96	6	17	35	38	27	89	116	27
岡山県	202	262	15	47	96	103	60	242	311	69
広島県	363	400	23	72	147	158	37	419	475	56
山口県	164	191	11	35	70	75	28	177	231	54
徳島県	75	103	6	19	38	40	28	115	123	9
香川県	140	138	8	25	51	54	▲ 2	154	164	10
愛媛県	139	188	11	34	69	74	49	169	226	57
高知県	57	98	6	18	36	38	41	72	118	46
福岡県	569	699	40	125	258	276	131	665	822	157
佐賀県	76	114	7	21	42	45	38	89	136	46
長崎県	95	186	11	34	68	73	91	110	222	111
熊本県	132	238	14	43	87	94	106	159	282	123
大分県	110	159	9	29	58	62	48	120	190	71
宮崎県	86	150	9	27	55	59	63	105	178	73
鹿児島県	131	224	13	41	82	88	93	144	267	123
沖縄県	120	187	11	33	69	74	67	129	214	85
合計	17,776	17,776	1,029	3,198	6,535	7,014	0	21,027	21,027	0

* 印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

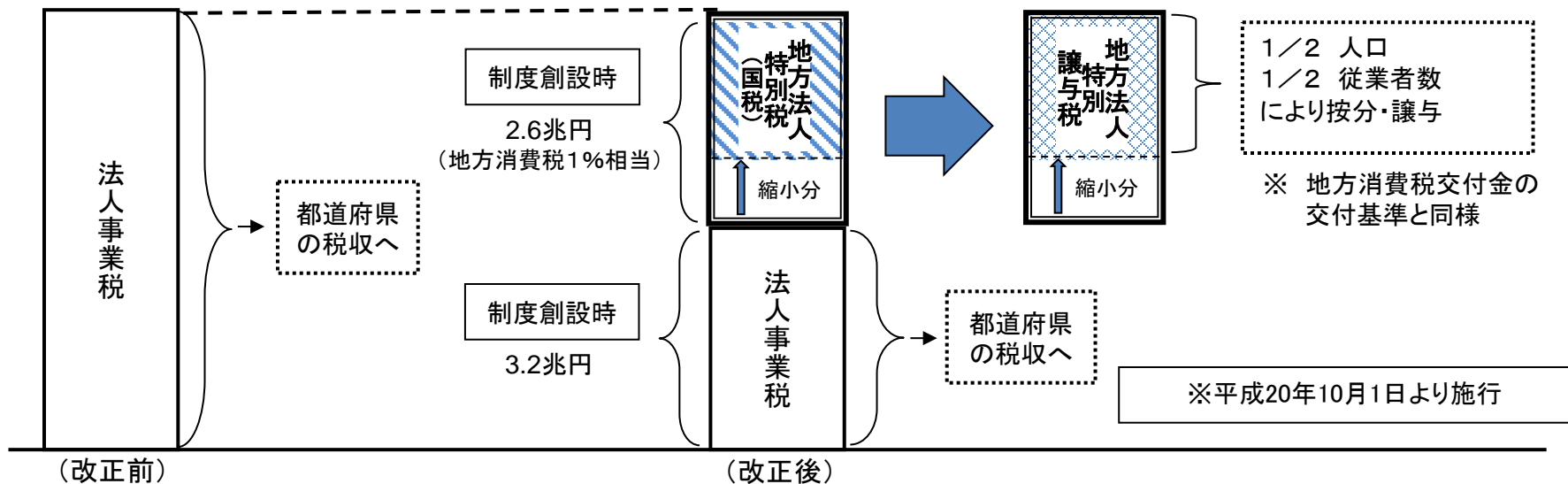
地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



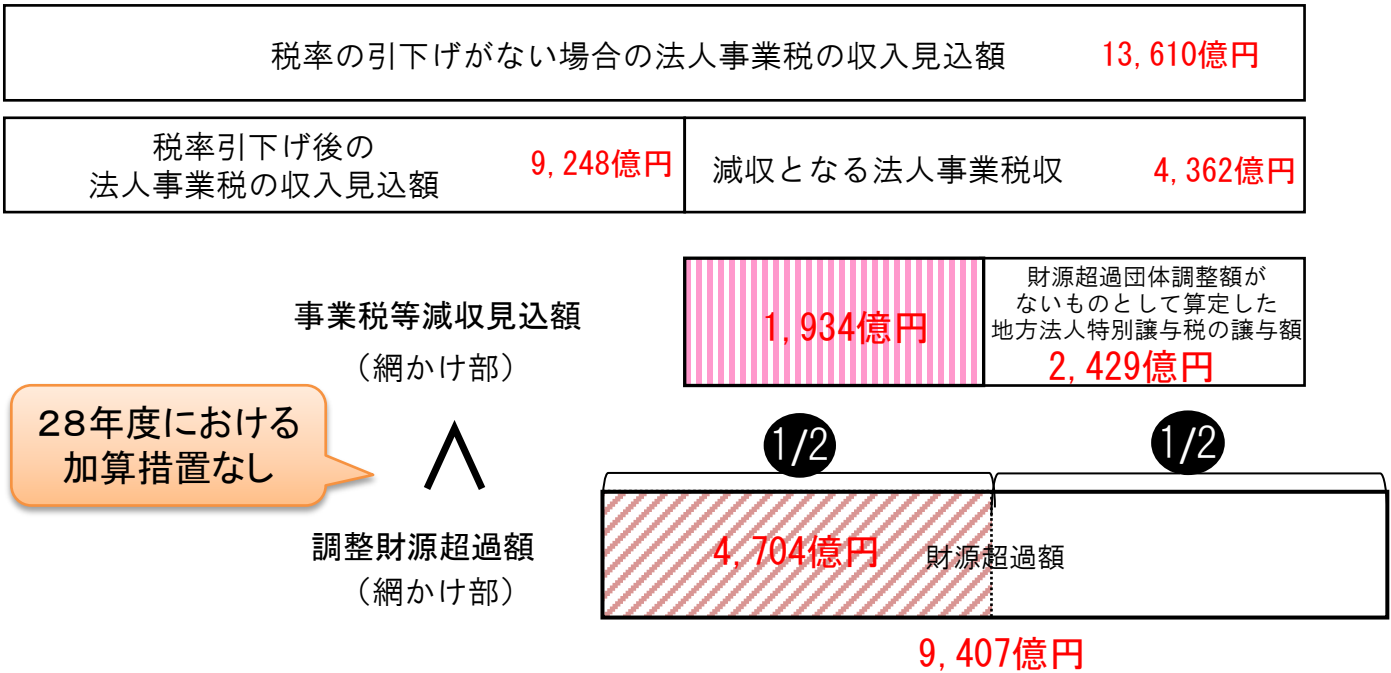
(単位: 億円)

地方法人特別譲与税の算定の仕組み

$$\left(\begin{array}{c} \text{地方法人} \\ \text{特別税} \\ \text{収入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{財源超過} \\ \text{団体調整額} \\ *1 \end{array} \right) \times \left\{ \begin{array}{c} 1/2 \text{ 人口} \\ 1/2 \text{ 従業者数} \end{array} \right\} = \text{譲与額} *2$$

- *1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- *2 財源超過額調整団体にあつては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額を譲与する。
平成28年度における財源超過調整団体(平成27年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、該当なし。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】



平成28年度2月期譲与に係る弾力条項適用について

概要

- 交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金については、年度内に支出すべき地方譲与税譲与金について、歳出予算額を超えて譲与することができる収入を確保することができる場合、補正予算措置を行うことなく当該年度内に譲与金として支出できるよう、その超える金額を限度として当該経費を増額することができる(弾力条項、特別会計に関する法律第7条第1項)。
- 平成28年度における地方法人特別譲与税の歳出額が、予算額(補正後)を超えるため、本条項を適用し、当該経費を増額するものである。
- なお、経費の増額に当たっては閣議決定が必要とされている(特別会計に関する法律第7条第2項)。

不足額

(単位:千円)

H28予算額【当初】	1,875,100,000
H28予算額【補正後】①	1,765,700,000
H28歳出見込額 ②(③+④)	1,777,606,978
┌ 5月,8月,11月期譲与額③	1,076,228,698
	└ 2月期譲与額④
不足額* ⑤(①-②)	11,906,978

*この額を増額する必要がある。

今後の予定

2月24日(金) 閣議(予定)
2月28日(火) 譲与

直近の適用実績

年度	譲与税	不足額(千円)	閣議決定日
21	地方法人特別譲与税	11,872,918	平成22年 2月23日
22	地方法人特別譲与税	122,345,000	平成23年 2月22日
22	地方揮発油譲与税	28,280,884	平成23年 3月29日
22	特別とん譲与税	1,463,425	平成23年 3月29日
24	地方法人特別譲与税	14,540,849	平成25年 2月26日

参照条文

○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄)

(弾力条項)

第七条 各特別会計において、当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であって、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

2 前項の規定による経費の増額については、**財政法第三十五条第二項から第四項** まで及び**第三十六条の規定を準用する**。この場合において、同法**第三十五条第二項** 中「各省各庁の長は、予備費の使用」とあるのは「**所管大臣(特別会計を管理する各省各庁の長をいう。次条第一項において同じ。)**」は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) **第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、同条第四項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、「当該使用書」とあるのは「当該増額書」と、同法**第三十六条第一項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは「特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額」と、「各省各庁の長」とあるのは「所管大臣」と、同条第二項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは「特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費を以て支弁した」とあるのは「前項の」と、「各省各庁」とあるのは「各特別会計」と読み替えるものとする。****

○財政法(昭和二十二年法律第三十四号)(抄)

第三十五条~2 略

3 財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が予備費使用書を決定することができる。

4 略

(参考) 平成28年度特別会計予算総則

(歳入歳出予算の弾力条項等)

第21条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第7条第1項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加